

2016年度同志社大学大学院司法研究科
前期日程入学試験問題解説
民事訴訟法

本年度の民事訴訟法の問題は、原告による訴え提起の適法性が問題となる各場面について、関連する民事訴訟法の基本的な概念と具体的な条文とを関連づけて正確に理解しているかを問うものである。

まず、問(1)では、Xが、Yに対する貸金返還請求訴訟において請求認容判決を得て、これが確定した後に、改めて、Yを被告として、同一の貸金債権の返還請求の訴えを提起した場合について、前訴請求における訴訟物と既判力の客観的範囲(民訴法 114 条 1 項)と後訴請求の訴訟物との関係を正しく理解していることを前提として、前訴確定判決の既判力が後訴にどのように作用するか、拘束力説または一事不再理説に基づく説明を踏まえて、検討することが求められている。さらに、すでに前訴判決によって債務名義を取得している場合において、同一債権の給付を求める訴えに訴えの利益が認められるかという点についても、あわせて検討することが求められている。

次に、問(2)では、YがXに対して提起した売買代金債務不存在確認訴訟の係属中に、Xが、Yに対して同一の売買代金の支払請求の訴えを提起した場合について、前訴請求と後訴請求の訴訟物についての一定の理解が示されていることを前提として、後訴請求が重複起訴禁止(民訴法 142 条)に抵触しない、重複起訴禁止原則の趣旨、その要件と効果を踏まえて、検討することが求められている。さらに、後訴の提起が別訴でなされた場合と、反訴でなされた場合との相違を踏まえて検討がなされているかどうかという点も重視した。

問(3)では、YがXに対して提起した請負代金支払請求訴訟において、Xが、Yに対して有する瑕疵修補に代わる損害賠償債権をもって相殺する旨の抗弁を提出するとともに、さらに、Yに対して、同一の損害賠償請求の訴えを提起した場合について、重複起訴禁止原則が相殺の抗弁(民訴法 114 条 2 項)との関係でも妥当するとして、いわゆる別訴先行型事例において相殺の抗弁を禁じた最判平成 3 年 12 月 17 日(民集 45 卷 9 号 1435 頁)の趣旨も踏まえて、抗弁先行型事例における後訴請求の適法性について検討することが求められている。